

# 福祉用具貸与いわない運営規程概要

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人岩内町社会福祉協議会が開設する福祉用具貸与いわない(以下「事業所」という)が行う指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という)の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談講習会修了者、都道府県知事が認定した専門相談員講習会修了者)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定福祉用具貸与等サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業に実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取り付け・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、町村・他の居宅サービス事業者・その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具貸与いわない
- (2) 所在地 岩内郡岩内町字清住167番地

(職員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 福祉用具専門相談員 2名(介護福祉士1名、指定講習修了者1名)  
専門相談員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、祭日、12月31日から1月5日までを除く。

- (2) 営業時間 8時45分から17時15分まで

(福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定福祉用具貸与等の提供方法は次のとおりとする。

- ①福祉用具の提供に当たっては、心身の状況に応じて使用方法の指導、使用上

の留意事項、故障時の対応等を使用者に適切に行う。

②福祉用具の提供に当たっては、常に清潔、かつ安全で、正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。

③提供する福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与（以下、「福祉用具貸与等」という）の質の評価を行い、常に改善を図るものとする。

2. 指定福祉用具貸与等の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与等に関わる福祉用具の種目に基づいた別添カタログ掲載種目とする。  
貸与種目

- |          |          |             |
|----------|----------|-------------|
| ①車椅子     | ⑥体位変換機   | ⑪認知症老人徘徊探知器 |
| ②車椅子付属品  | ⑦手すり     | ⑫移動用リフト     |
| ③特殊寝台    | ⑧スロープ歩行器 | ⑬自動排泄処理装置   |
| ④特殊寝台付属品 | ⑨歩行器     |             |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑩歩行補助つえ  |             |

3. 福祉用具貸与等を提供した場合の利用料の額は、別添料金表（カタログ）によるものとし、当該福祉用具貸与等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

4. 通常の事業実施地域以外の地域で行う指定福祉用具貸与等に要した交通費並びに搬出入費は、あらかじめ利用者またはその家族に対し事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名捺印を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

岩内町・共和町・泊村・神恵内村

（衛生管理等）

第8条 事業所の管理者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2. 常に清潔な福祉用具の貸与に供するため、有限会社ドラックストアーさとうと別紙委託契約により、回収した福祉用具を、種類・材質等からみて適切な方法にて消毒を行い、未消毒の福祉用具と区分して保管する。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（その他）

第10条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 従業者であった者は、前項の規定を遵守させるため、従業者でなくなった後においても厳守させるため雇用契約等で明記する。